

## 三次市教育委員会議案第16号

三次市福祉保健センター及び三次市立図書館防火管理規程案を次のように提出する。

平成21年 8月10日提出

三次市教育委員会 教育長 児 玉 一 基

### 三次市福祉保健センター及び三次市立図書館防火管理規程（案）

（目的）

第1条 この訓令は、三次市福祉保健センター及び三次市立図書館（以下「福祉保健センター等」という。）における火災その他の災害の未然防止を図り、併せて災害発生に際しては通報、初期消火、避難誘導及び施設利用者、施設の保護等に万全を期し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

（諸規程との関係）

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は、別に定める場合のほか、この訓令の定めるところによる。

（防火対策委員会）

第3条 防火管理及び災害防除のために必要な機関として、防火対策委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会の編成）

第4条 委員長には、福祉保健部長が当たり、委員は、防火管理者のほか、各課長及び防火管理について必要な各部門の責任者若干人をもって構成し、委員長

がこれを委嘱する。

( 委員会の任務 )

第 5 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 防火に関する諸規程の制定
- (2) 消防計画の樹立及び実践
- (3) 消防用設備の改善強化
- (4) 防火上の調査，研究及び企画
- (5) 防火思想の普及
- (6) 前各号に掲げるもののほか，防火に関し必要な事項

( 専門部会 )

第 6 条 委員会には、必要に応じて専門部会を設け、特定事項を審議することができる。

( 委員会の運営 )

第 7 条 委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

( 防火管理者 )

第 8 条 福祉保健センター等の防火に関する業務を行わせるため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定により防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 3 防火管理者は、必要に応じ、火元責任者及び火気取扱者を置くことができる。
- 4 防火管理者、火元責任者及び火気取扱者の任務は、別表第 1 のとおりとする。

( 点検及び検査 )

第 9 条 防火管理者は、消防用設備その他火気使用設備等の適正管理と機能保持を図るため、点検検査員を定めるものとする。

- 2 消防用設備及び消火用の器械の現況は、三次市福祉保健センター及び三次市立図書館消防計画（以下「消防計画」という。）に定めるものとし、これらの自主検査点検基準においても同様とする。

( 防災センターの設置 )

第 10 条 火災報知器、非常用放送設備等防災設備の集中管理を行うため、防災センターを設置するものとし、管理については、別表第 2 によるものとする。

(改善措置，記録の保存等)

第11条 点検検査の結果，改善を要する事項を発見した場合は，速やかに防火管理者に報告するものとする。

2 点検検査の結果は，その都度別に定める検査票及び維持台帳に記録し，防火管理者に提出するものとする。

3 防火管理者は，前2項の点検検査の結果を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6の規定により，1年に1回備北地区消防組合消防本部消防長に報告するものとする。

(自衛消防隊の編成及び任務)

第12条 火災その他事故発生時被害を最小限にとどめるため，自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊は，昼間編成及び夜間編成とし，本部を防災センターに置く。

3 土曜日，日曜日及び祝日の編成は，夜間編成に準ずる。

4 自衛消防隊の組織及び任務は，消防計画に定めるものとする。

(建築物及び施設の変更)

第13条 構内外における建築物（仮設を含む。）を建築しようとするとき，又は大量の危険物の搬出入若しくは危険物関係施設，電気施設，火気使用施設を新設，移転若しくは改修する場合は，防火管理者に連絡しなければならない。

(臨時火気使用)

第14条 構内の建物の内外を問わず，臨時に火気（たき火，ストーブ，電熱器，ガス等）を使用する場合は，当該区域の火元責任者を経て，防火管理者の許可を得なければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第15条 構内の諸設備について，火災警報発令下又はその他の事情により，火災発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは，防火管理者は，その旨構内全般に伝達し，防火管理者その他の責任者は，火気使用等の中止又は危険な場所への出入り禁止を命ずることができる。

(防御)

第16条 構内外に火災その他の災害が発生した場合は，別表第3に定めるところにより処置するとともに，第12条に定める自衛消防隊を編成して担当任務

の遂行に当たるものとする。

( 防火教育 )

第 1 7 条 職員は、進んで防火に関する教育を受け、火災予防及び防火管理の完璧を期するよう努めなければならない。

( 消火訓練 )

第 1 8 条 防火管理者は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、職員及び施設利用者に対し、消防計画に定める消防訓練を行い、技術の錬磨を図るものとする。

( 消防機関への連絡事項 )

第 1 9 条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 消防用設備等の設置、変更、改修等の事前連絡
- (3) 査察の要請
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) 建物及び諸設備の使用変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続の励行
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理について必要な事項

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 月 日から施行する。

別表第 1 ( 第 8 条関係 )

職務分担とその任務

- |   |
|---|
| <p>1 常時防火管理編成表に定めた各職務分担とその任務</p> <p>(1) 防火管理者：消防計画の作成，消火，通報及び避難訓練の実施，消防用施設消防水利の点検，整備並びに火気の使用取扱いに関する指導，監督，防水に関する教育その他防火管理上必要な業務</p> <p>(2) 火元責任者：自己の担当範囲内の火気取扱者及びそれぞれの職場の人員を統括して，一般火気，電気配線（器具）危険物等及び消防用設備又は物件の防火管理並びに人命安全等の責に任ずる。</p> <p>(3) 火気取扱者：自己の担当範囲内の一般火気，電気配線（器具）危険物等の火元又はこの安全維持の責に任ずる。特に必要と認めた場合，副火気取扱者を置くことができる。</p> |
|---|

別表第 2 ( 第 1 0 条関係 )

防災センターの管理

- |   |
|---|
| <p>1 統括責任者は，防火管理者とする。</p> <p>2 防災業務については，防災センター勤務職員が当たるものとする。</p> |
|---|

別表第 3 ( 第 1 6 条関係 )

非常事態発生時の処置等

- |   |
|---|
| <p>1 火災発見時の処置</p> <p>(1) 火災発見者は，大声で付近の者に知らせるとともに，近くの電話又はインターホンで防災センター（内線 1 0 3 番）へ通報する。</p> <p>(2) 火災発生場所の付近にいる者は，自衛消防隊消火班が到着するまで，直ちに近くに設置してある消火器及び補助散水栓等により，機を失せず初期消火に当たるとともに，施設利用者の避難誘導を行う。</p> <p>(3) 避難誘導及び退避の開始は，隊長の指示により実施するものとする。ただし，急を要する場合は，所属長の判断により実施することができる。</p> <p>2 施設利用者の避難場所及び避難誘導</p> <p>(1) 避難場所：三次福祉保健センター南側駐車場とする。</p> <p>(2) 避難方法：中央階段及び非常階段から避難する。</p> <p>3 火災報知</p> <p>火災報知器，電話，スピーカー等により施設内全般に知らせる。</p> <p>4 火災発見者通報要領</p> <p>別図のとおりとする。</p> |
|---|

< 別図 >

火災発見者通報要領

